

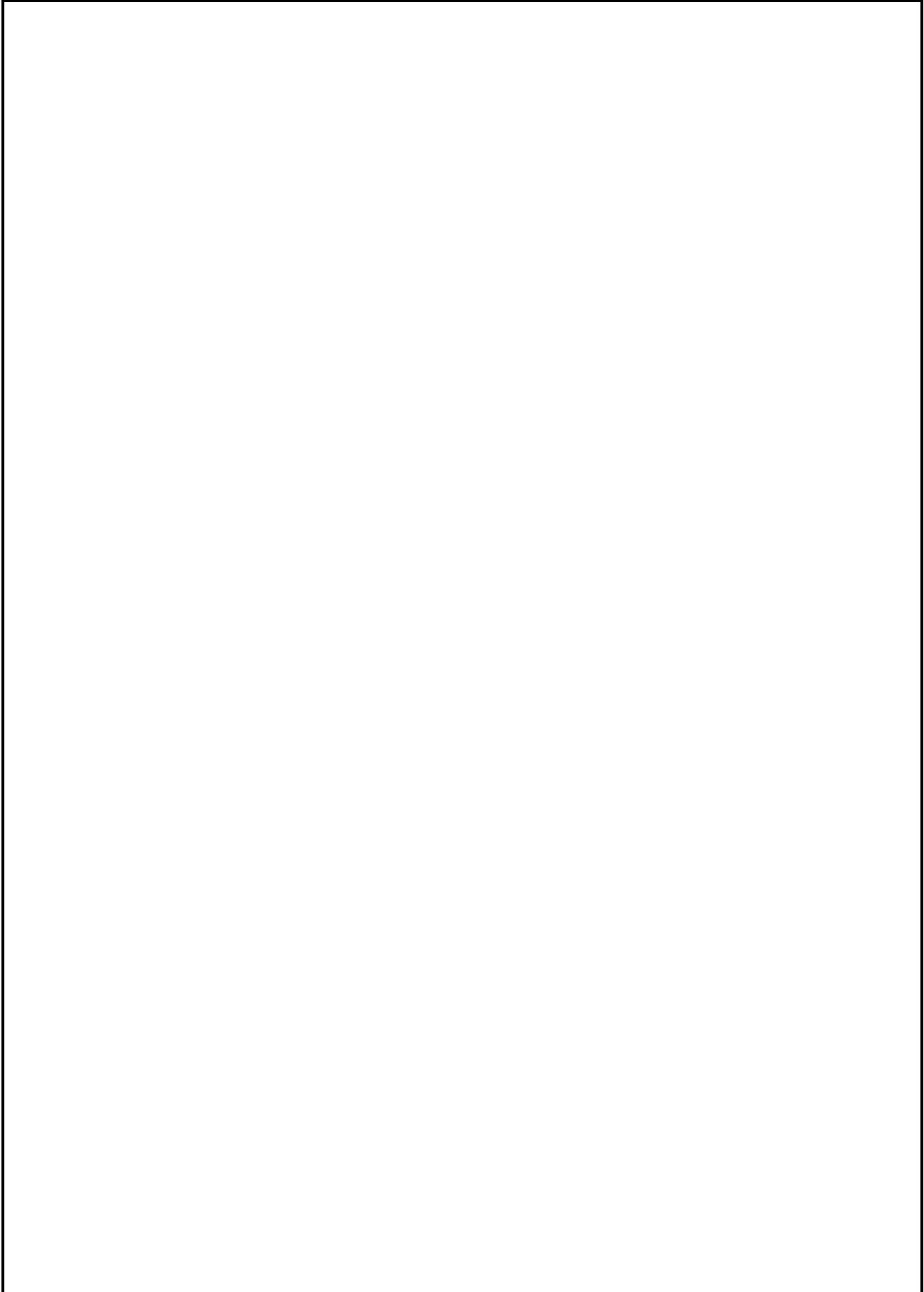
販売場の敷地の状況

(所在地)

-----

(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

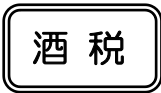


（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。  
酒類の陳列場所における表示を明示してください。

## 事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 （自己所有・借地）	m <sup>2</sup>
(2) 建 物 （自己所有・借用） （平成 年 月 日完成予定）	m <sup>2</sup>
イ 店 舗	m <sup>2</sup>
ロ 事務所	m <sup>2</sup>
ハ 倉 庫	m <sup>2</sup>
ニ 駐車場	m <sup>2</sup>
ホ	
ヘ	
(3) 車両運搬具 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
ホ	
ヘ	
ト	
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員	人
	人

（注）賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添えてください。



「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書

(選任予定の酒類販売管理者の氏名及び年齢) ( 歳)	(酒類小売販売場の所在地及び名称)	
実施団体： 受講予定月：平成 年 月	(店舗全体の面積) m <sup>2</sup>	(営業時間) 時 分～ 時 分・24時間
	(酒類売場の面積) m <sup>2</sup>	(定休日： )

(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 総数： 名					
氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準
( 歳)		( 歳)		( 歳)	
( 歳)		( 歳)		( 歳)	
( 歳)		( 歳)		( 歳)	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

《責任者の指名の基準》

以下(1)～(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。

- (1) 夜間(午後11時から翌日午前5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)
- (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2～3時間以上)不在となることがある場合
- (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名)
- (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)
- (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)
- (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3箇所以上ある場合)
- (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

(申請する免許の条件)

1：卸売業 2：小売業(卸小売兼業を含む) 3：期限付小売業(免許期間の開始希望日：平成 年 月 日)

(小売販売場の業態等の区分)

1：一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2：コンビニエンスストア 3：スーパーマーケット 4：百貨店  
5：1～4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6A：業務用卸主体店 6B：ホームセンター・ドラッグストア  
6C：その他( )

※「6C：その他」については、具体的に記載してください。

酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。

項 目		区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
酒類販売管理者関係	1 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名を掲示する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 販売場の見やすい場所に酒類販売管理研修の受講事績を掲示する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
未成年者の飲酒防止関係	1 未成年と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 未成年者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	3 「その他の取組」の概要 [※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。(例)「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に未成年者の飲酒防止啓発のための表示をする」等]		

未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。	はい・いいえ	
	(1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売する。	はい・いいえ	
	(2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 分離・ <input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。 (注)1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	はい・いいえ	
	(1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 酒類の自動販売機を設置しない。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

順	号					※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
	自動販売機の設置予定年月	平 年 月	平 年 月	平 年 月	平 年 月	
	自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	
	自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	
未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	未成年者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止時間	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

販売業免許申請書 次葉6（「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書）の書き方

- 1 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 2 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。
- 3 「酒類販売管理研修の受講予定等」欄には、酒類販売管理研修の受講予定月及び受講予定の酒類販売管理研修の実施団体を記載してください。
- 4 「小売販売場の業態等の区分」欄は、酒類販売業免許申請書に記載したものと同一業態区分の番号に○を付してください。
- 5 「酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う」欄の（注）1の「通信販売酒類小売業免許」とは「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類の販売を行うことができる販売業免許です」
- 6 「自動販売機の種類」欄は、設置予定の自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。  
【注】 改良型自動販売機とは、対面販売（又は対面交付）した磁気カードによってのみ稼動可能となる等の改良がなされ、未成年者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます。
- 7 「自動販売機の設置位置」欄は、設置予定の酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります）。

## 酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書 (e) チェック表

(期限付酒類卸売・小売業免許の申請)

### 《販売業免許申請書次葉及び添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売業免許申請書次葉 1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか		
販売業免許申請書次葉 2 (建物等の配置図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか</li> <li>・ 酒類の陳列場所における表示は明示されているか</li> </ul>		
販売業免許申請書次葉 3 (事業の概要)	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		
販売業免許申請書次葉 6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名、役職等が記載されているか		
酒類販売業免許の免許要件誓約書	誓約すべき者の漏れ(例えば、法人の監査役など)はないか	注 1	
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍の記載があるか</li> <li>・ 法人については法人の登記事項証明書及び定款の写し</li> </ul>	注 2	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類	注 3	
地方税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明)をそれぞれ添付しているか</li> <li>・ 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか</li> </ul>	注 4	
その他参考となるべき書類	次の書類が添付されているか (1) 販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書 (2) 既免許者でない場合には申請販売場における酒類小売業廃止の際の手持酒類の処分方法及びその引渡先の酒類製造業者又は酒類販売業者の引取確約書等	注 5 注 6	
免許申請書チェック表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○印を付して確認しているか</li> <li>・ 省略した書類について斜線を引いているか</li> </ul>		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。)を記載してください。

(注) 1 ①申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。

②申請者が、申請販売場を管轄する税務署管内に既免許販売場を有している場合には添付を省略することができる。

2 申請者が、既存の酒類製造業者又は酒類販売業者である場合には添付を省略することができる。

3 販売場を設置しようとする場所に係る、使用(営業)の許可書の写しに代えることができる。

4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。なお、既存の酒類販売業者である場合には添付を省略することができる。

5 「販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書」については、同一会計年度における当初の申請書には必ず添付することとし、その後の申請に当たっては、添付した書類の内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができる。

6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。